

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

消費税率引き上げによる公共交通機関及び高速道路の
運賃・料金改定に伴う通勤手当の取扱いについて（通知）

令和元年 10 月 1 日の消費税率引き上げにより、同日付けで鉄道、電車及びバスの運賃、高速道路利用料の料金改定が行われます。（一部の運営会社を除く。）

通勤のために負担する運賃等に変更のあった場合には、対象職員は届出を行い、任定権者は、職員からの届出を確認のうえ、通勤手当の額の改定を行う必要があります。

このことに伴う通勤手当の取扱いについては下記のとおりですので、管内の学校へ周知をお願いします。

記

1 対象職員

運賃・料金改定が行われる鉄道、電車、バス又は高速道路を利用する職員

※上記の交通期間等を利用することについて認定がされている職員に限る。

とさでん交通の電車については、市内均一区間の運賃 200 円は変更ありませんが、この区間の定期運賃は改定になるため、定期券で認定されている職員は届出が必要です。また、鉄道についても、同様な区間がありますので、定期運賃の改定がないか確認してください。高速道路の一部区間については、料金の変更はありませんが、料金改定のある区間で認定された職員については届出が必要です。

2 事実発生日

（1）鉄道、電車及びバス

① 「定期券（3ヶ月又は6ヶ月）」で認定されている職員

まず、支給単位期間をご確認ください。

定期券に記載されている通用期間の最後の日が事実発生日ではありませんので、ご注意ください。

ア 支給単位期間の最後の日が令和元年 9 月 30 日の場合

事実発生日：令和元年 10 月 1 日（運賃改定日）

イ 上記以外の場合

事実発生日：支給単位期間の最後の日

（例）3ヶ月定期で認定されており、令和元年 8 月から 3ヶ月分の手当額が支給されている場合、支給単位期間の最後の日は 10 月 31 日で、この日が事実発生日となります。

- ② 「定期券（1ヶ月）や回数券、ですか等」で認定されている職員（片道利用及び障害者割引適用など）

事実発生日：令和元年10月1日（運賃改定日）

- ③ 特急料金（快て〜き回数券等1ヶ月単位で支給されているもの）

事実発生日：令和元年10月1日（料金改定日）

※ 定期券（普通運賃）の支給単位期間の最終日が令和元年9月30日の方は、定期券（普通運賃）と特急料金の改定を同時に届出できますが、それ以外の方は、定期券（普通運賃）と特急料金の事実発生日が異なるため、それぞれの時期に届出が必要です。

- （2） 高速道路（高速道路料金）

事実発生日：令和元年10月1日（料金改定日）

3 届出理由

その他（運賃等の改定）

4 その他

届出は、事実発生日以降15日以内に行ってください。届出が15日以内にされなかった場合、遡っての認定（追給）はできませんのでご注意ください。

【担当】

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 給与担当
TEL 088-821-4906